

(参考1) 経緯

- 平成 17 年 6 月 29 日 日本道路公団発注の鋼橋上部工工事について、入札談合が行われたとして、公正取引委員会が 3 社を刑事告発
- 平成 17 年 8 月 1 日 東京高等検察庁が橋梁メーカー 6 社及び関係者 5 名を独占禁止法違反の罪で起訴。
- 平成 17 年 9 月 29 日 公正取引委員会が独占禁止法に違反したとして橋梁メーカー 4 5 社に対して排除勧告。(うち 5 社が応諾期限までに応諾せず)
- 平成 18 年 3 月 24 日 公正取引委員会が橋梁メーカー 4 3 社に対して課徴金納付命令。
- 平成 18 年 9 月 12 日 NEXCO 東日本、NEXCO 中日本及び NEXCO 西日本並びに日本高速道路保有・債務返済機構が、2 5 社に対して違約金を請求。

(参考2) 工事請負契約書の違約金条項

[平成 15 年 6 月 10 日～平成 17 年 3 月 31 日の間に適用していた工事請負契約書記載]

(談合等不正行為があった場合の違約金)

第 45 条の 2 乙(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額)の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第 48 条の 2 第 1 項又は第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 二 この契約に関し、乙(法人にあつては、その役員又は使用人)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

(賠償金等の徴収)

第 51 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲が指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日までの間年 5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と甲が支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき、年 5 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。